別記第五号様式（第九条第一項関係）

登録証再交付申請書

登録番号

登録年月日

(フリガナ)
氏　　名
(英　　語)

年　　月　　日生

(フリガナ)
住　　所
(英　　語)

電話　　（　）

資格を取得した外国語の種類

代理人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名（非居住者に限る。）

電話　　（　）

奄美群島振興開発特別措置法第17条第8項において準用する通訳案内士法第24条の規定に基づき、下記理由により登録証の再交付を申請します。

理由

年　　月　　日

殿

氏　名

（日本工業規格　A列４番）

別記第六号様式（第十三条関係）

（表面）

6センチメートル

第　　号

年　　月　　日

所　属　庁

氏　　名

年　　月　　日生

奄美群島振興開発特別措置法第十七条第九項において準用する通訳案内士法第二十九条第三項の規定による証明書

年　　月　　日まで有効

所属庁　印

9センチメートル

（裏面）

6センチメートル

通　訳　案　内　士　法　抜　粋

（登録証の提示等）

第二十九条　（略）

2　通訳案内士は、その業務を行つている間は、登録証を携帯し、国若しくは地方公共団体の職員又は通訳案内を受ける者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3　国又は地方公共団体の職員が前項の請求をするには、その身分を示す証明書を携帯し、通訳案内士の要求があるときは、これを示さなければならない。

奄　美　群　島　振　興　開　発　特　別　措　置　法　抜　粋

第六十六条　第十七条第九項において準用する通訳案内士法第二十九条第一項又は第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

9センチメートル